

補助条件等自己申告書

☆ 申請に該当する下記の条件について確認・承諾したものについて□にチェックしてください。

(①②④のチェック欄は必須。③のチェック欄は該当者のみ)

① 共通項目

- ☐ 私（当社）は市税の滞納はありません。
- ☐ 補助対象区域内の事業です。
- ☐ 他の補助金との併用はしていません。
- ☐ 出店日から起算して3年を経過する日までの間、閉鎖及び閉店した場合補助金を返金します。
- ☐ 事業の状況について、市が指定する方法により報告します。また、市と商工会議所または商工会が事業の状況についての情報を共有して構いません。
- ☐ 街のにぎわいの向上に資する市の施策、商店街組合等や町内会の取組に協力するよう努めます。
- ☐ 商店街組合等がある区域に商業施設を出店する場合は、商店街組合等に参加します。
- ☐ 本町六丁目、本町七丁目、大町五丁目の区域に新店舗等を出店又は設置する場合、雁木及び町家との景観調和に配慮します。
- ☐ 補助金の交付決定を受けた場合には、市のホームページなどを通じて公表して構いません。

② 改装費

- ☐ 補助対象区域内の店舗移転や、過去に営業していた同店舗における事業ではありません。
- ☐ 補助対象経費は、住居部分を除く改装工事に係る費用です
- ☐ 見積りは2以上の施工業者から取っており、最低価格の業者と工事契約を締結します。
- ☐ 見積施工業者は市内業者です。
- ☐ 工事に伴う関係法令（建築基準法、消防法等）を確認し、違反はありません。
- ☐ 「改装に係る資金計画書」で空き店舗等の所有者の負担分について確認しています。

③ 商業施設、事務所

- ☐ 1週間に5日以上営業します。
- ☐ 営業日では午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業します。
- ☐ 風俗業やパチンコ店、貸金業等の施設ではありません。

④ 添付書類

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 補助事業に係る事業計画書
- ☐ 資金収支計画書（1年目から3年目まで3か年分）
- ☐ 市町村民税の納税証明書の写しまたは納税状況の調査に係る承諾書
- ☐ 新店舗等の位置図
- ☐ 工事図面、改装前の写真
- ☐ 改装に係る見積書の写し(2以上の施工業者)
- ☐ 改装に係る資金計画書
- ☐ 補助条件等自己申告書
- ☐ 事業支援計画書

上記記載事項に誤りはありません。

申請者団体名及び氏名：